

## 「松本市都市計画マスタープラン」とは？



意見募集期間：

令和3年11月17日から令和3年12月17日まで

### Q どんな内容なの？

松本市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

松本市では、市街地における空き家等による低密度化や、郊外部における急速な人口減少や高齢化の進展、地域産業活性化への対応に加え、アフターコロナ時代への移行やデジタル化への対応など新たな社会経済情勢の変化への対応が必要となっています。

これらに対応していくために、今回の計画では、暮らしを支える様々な施設をバランス良く集約する拠点の設定と、拠点間や郊外からのアクセスを公共交通等のネットワークで連携する「集約連携型都市構造」を目指し、持続可能な都市としていくことを目標としました。

このほか、全体構想では、将来都市像、都市づくりの基本方針、分野別の都市整備の方針を定めるとともに、郊外部におけるコミュニティ維持に向けた取り組み方針や都市活力を創出する計画的な産業集積等の方針を新たに決めました。また、全体構想に即して14地域の地域別構想の見直しを行うことで、松本らしさを大切にしながら更なる磨きをかけた都市づくりを進めていく計画としています。

### Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

都市の将来像を共有し、多様な主体の協働による取組みを推進します。

市民、企業、行政で将来像を共有し、具体的な都市づくりへの理解と参加を促し、それぞれの立場や専門性を活かして協働の取組みとすることで地域の様々な問題を解決していきます。

個別・具体の都市計画の決定や見直しの根拠となります。

土地利用や都市の基盤となる道路等に関する都市計画の決定や変更は、都市計画マスタープランで定めた方針に基づいて行い、魅力ある都市づくりを進めていきます。

ご意見をお待ちしています！

